平成２５年（フ）第５６３号
神奈川県平塚市出縄335番地の２　ポラリス、前住所神奈川県相模原市中央区陽光台４丁目５番23号　オグラハイツ203
債務者　本田　和美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４６０号
新潟県燕市吉田神田町６番21号、前住所新潟市東区紫竹４丁目19番25号　ハイム寿202号
債務者　栗野　高志
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６４号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅713号、前住所新潟市中央区附船町１丁目4303番地３
債務者　細木　佳典
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６６号
新潟市秋葉区新保1266番地15　コーポアイリス２号棟２－２号
債務者　大和　友美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６９号
新潟市北区早通南３丁目５番14号
債務者　藤原　　敦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６０号
山梨県甲府市寿町27番10号
債務者　中嶋美成子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
山梨県韮崎市神山町北宮地950番地２
債務者　功刀　　衛
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
長野県上田市中野409番地１　Ｐｕａｔ・Ｃ203号
債務者　工藤　　瞳（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２２５号
長野県松本市波田5571番地６　パレスモモセＣ203、前住所東京都練馬区早宮２丁目24番５号　第２サンライズハイツ402
債務者　浅野実希子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４３０号
岐阜県本巣市曽井中島1156番地４、前住所岐阜県瑞穂市牛牧1621番地６
債務者　遠松　武夫
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
滋賀県近江八幡市北津田町482番地１、前住所滋賀県彦根市開出今町1733番地５　316号
債務者　和牛ホルモン鍋蔵こと　森　　健太
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５７号
滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛2557番地
債務者　奥井　　茂
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５１号
滋賀県米原市入江259番地13
債務者　庚　ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１サンロイヤル加古川リバージュⅣ号館507号
債務者　長坂　和美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１６号
兵庫県加古川市平岡町土山106番地の９
債務者　倉本　節子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０９号
奈良県桜井市大字初瀬2800番地
債務者　居酒屋たんぽぽこと　中本　博士
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
奈良地方裁判所